

2026年2月5日

S-JET 認証申込者・S-JET 認証取得者 各位

一般財団法人 電気安全環境研究所

電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈別表第十（雑音の強さ）の
改正に伴う S-JET 認証試験のお申込みの取扱いについて

電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈別表第十（雑音の強さ）は2025年8月31日に、国際規格に準拠した別表第十二の整合規格（J55014-1(H27)、J55032(H29)等）に一本化されました。猶予期間は2028年8月30日となります。

これに伴う JET での S-JET 認証の取扱いは下記の通りとなりますので、ご案内をさせていただきます。

（対象者）

S-JET 認証試験の認証の適用基準が解釈別表第八の認証取得者様及び、これからお申し込みいただく申込者様

1. お申込みについて

- ① 改正された別表第十（J55014-1(H27)、J55032(H29)等）による認証試験の取扱い（新解釈によるお申込み）

新解釈によるお申込みの場合、認証申込書の「5. 試験基準」に「別表第八及び別表第十 Joo (Hoo)」とご記載ください。（記載例の○には、当該電気用品に適用する別表第十二の基準番号と年号を記載願います）

- ② 認証の適用基準が従来の解釈別表第十（第一章～第九章）（旧解釈）の場合の取扱い（基準変更試験のお申込み）

認証の適用基準が旧解釈の場合、猶予期限2028年8月30日までに基準変更の完了が必要です。*

猶予期間内に基準変更が完了しない場合、S-JET マークを表示した製品の出荷ができなくなります。猶予期限2028年8月30日の直前は、基準変更試験のお申込みが集中する可能性があります。

このため、なるべく早めの、新解釈へ基準変更のお申込みのご検討をお願いします。

- ③ 旧解釈による認証試験の取扱い

猶予期間中は、旧解釈によるお申し込みもお受けいたします。認証申込書の「5. 試験基準」に「別表第八及び別表第十（第○章）」と記載ください。（記載例の○には、当該電気用品に適用される章の番号を記載願います）

ただし、猶予期限までに②による基準変更の完了が必要です。

*2026年7月31日までの製品もありますので、ご注意ください。

2. 認証書への適用基準の記載について

① 新解釈での記載例

新解釈を適用した場合、以下の表記となります。

電気湯沸器の事例：別表第八 1、2（9）及び別表第十 J55014-1(H27)

電磁誘導加熱式調理器の事例：別表第八 1、2（8の2）及び別表第十 J55011(H27)

② 旧解釈での記載例

電気湯沸器の事例：別表第八 1、2（9）及び別表第十 第5章

3. その他

JETでは依頼試験サービスにより新解釈による雑音の強さ試験を承りますので、必要に応じてご利用をご検討ください。

ビジネス推進部 カスタマーサービスセンター

E-mail : cs@jet.or.jp

以 上

(別紙)

猶予期間が 2026 年 7 月 31 日までの電気用品の一覧

1. 特定電気用品

電気用品名	
電熱式吸入器	電気マッサージ器
家庭用温熱治療器	磁気治療器

2. 特定電気用品以外の電気用品

電気用品名	
電気温きゆう器	レコードプレーヤー
その他の家庭用電動力応用治療器	ジュークボックス
指圧代用器	その他の音響機器
広告灯	ビデオテープレコーダー
電動式吸入器	消磁器
家庭用光線治療器	テレビジョン受信機
複写機	テレビジョン受信機用ブースター
電子時計	電子応用遊戯器具
電子式卓上計算機	家庭用低周波治療器
電子式金銭登録機	家庭用超音波治療器
インターホン	家庭用超短波治療器
電子楽器	医療用物質生成器
ラジオ受信機	家庭用電位治療器
テープレコーダー	